

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

R4 年 6 月 21 日

愛知県知事 殿

提出者

住 所 稲沢市祖父江町山崎塩屋1番地
アイデン株式会社

氏 名 代表取締役 星野 孝司

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0587-98-2888

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	アイデン株式会社 祖父江工場
事業場の所在地	稲沢市祖父江町山崎塩屋1番地
計画期間	R4年4月1日～R5年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	31: 輸送用機械器具製造業
②事業の規模	3873 百万円
③従業員数	271 人

<p>④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電気めっき（硝酸剥離・エッチング回収槽：定期的に槽内更新）→ 中間処理業者へ委託（酸化・還元・中和）→ 金属回収 or 熔融固化 or 管理型埋立 ・電気めっき（前処理槽：定期的に槽内更新）→ 中間処理業者へ委託（中和）→ 管理型埋立，NI 回収 ・電気めっき（六価クロムめっき槽：定期的に槽内清掃）→ 中間処理業者へ委託（コンクリート混練）→ 管理型埋立 ・ミリ波工程に於ける蛍光塗料（ベースコート廃油：引火性廃油）→ 中間処理業者へ委託（焼却） →管理型埋立
----------------------------	---

（日本工業規格 A列4番）

（第2面）

<p>特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項</p>			
<p>(管理体制図)</p> <pre> 工場長（特別管理産業廃棄物総括責任者：特別管理産業廃棄物管理責任者） ├── 環境管理委員会 └── 技術部（特別管理産業廃棄物管理担当部長） ├── 係長（特別管理産業廃棄物管理担当部門長） └── 保全係 </pre>			
<p>特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項</p>			
<p>1 現状</p>	<p>【前年度（ R3 年度）実績】</p>		
	<p>特別管理産業廃棄物の種類</p>	<p>別紙参照</p>	<p>別紙参照</p>
	<p>排出量</p>	<p>別紙参照 t</p>	<p>別紙参照 t</p>

	<p>(これまでに実施した取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硝酸廃液・・・水質保全の観点より外部委託が必要なため自社処理による大幅な削減不可 ・クロム沈殿汚泥・・・品質の都合上槽内堆積物の清掃が必要な為削減不可 ・硫酸銅廃液・・・排水設備能力の都合上自社処理困難なため削減不可 ・クロム廃液・・・更なる排水配管変更により大幅に自社処理可能とした為大幅削減可 ・無電解ニッケル廃液・・・水質保全の観点より外部委託が必要なため自社処理による大幅な削減不可 ・前処理濃厚廃液・・・製造工程の大きな変更があった為大幅な増加予定であるが それに伴いアルカリ濃厚廃液が発生ゼロ ・ベースコート廃油・・・製造ラインに於ける一定の副産物のため削減不可 		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙参照	別紙参照
	排出量	別紙参照 t	別紙参照 t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に無し 		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	<p>(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記すべて分別保管実施中
②計画	<p>(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に無し

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

1 現状	【前年度 (R3 年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0t	0 t

	(これまでに実施した取組)		
	・ 特に無し		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
	・ 特に無し		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

1 現状	【前年度（ R3 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
	・ 特に無し		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
	・ 特に無し		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項	
1 現状	【前年度（ R3 年度）実績】

	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	0t	0 t
(これまでに実施した取組)			
・特に無し			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	0t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
・特に無し			
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
1 現状	【前年度（ R3 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙参照	別紙参照
	全処理委託量	別紙参照 t	別紙参照 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙参照 t	別紙参照 t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	0 t

		<p>(これまでに実施した取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 優良認定処理業者へ委託
--	--	--

(第5面)

②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙参照
	全処理委託量	別紙参照 t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙参照 t
	再生利用者への処理委託量	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き優良認定処理業者へ委託 	
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（ R3 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	545.5 t

	(今後実施する予定の取組) ・特に無し
※事務処理欄	

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上の事業場ごとに 1 枚作成すること。
- 2 当該年度の 6 月 30 日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ① 欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ② 欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④ 欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第 6 条の 14 第 2 号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 3 の 3 第 1 項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第 2 条の 4 第 5 号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が 50 トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 8 条の 31 の 4 に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が 3 以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。

9 ※欄は記入しないこと。

別紙

第2面 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

1	R3 年度実績	硝酸廃液	179.7t	前処理濃厚廃液	21.9t	クロム沈殿汚泥	0.055t
		クロム廃液	191.2t	無電解ニッケル廃液	152.6t		

2	目標	廃硝酸	179.7t	前処理濃厚廃液	178t	クロム沈殿汚泥	0.055t
		クロム廃液	100t	無電解ニッケル廃液	152.6t		
		ベースコート廃油	1.3t	硫酸銅廃液	7.6t		

第4面 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

1 R3 年度実績

・特別管理産業廃棄物の種類

硝酸廃液	179.7t	前処理濃厚廃液	21.9t	クロム沈殿汚泥	0.055t
クロム廃液	191.2t	無電解ニッケル廃液	152.6t		

2 ・全処理委託量

硝酸廃液	179.7t	前処理濃厚廃液	21.9t	クロム沈殿汚泥	0.055t
クロム廃液	191.2t	無電解ニッケル廃液	152.6t		

・優良認定処理業者への処理量

硝酸廃液	179.7t	前処理濃厚廃液	21.9t	クロム沈殿汚泥	0.055t
クロム廃液	191.2t	無電解ニッケル廃液	152.6t		

第5面

② 計画

・特別管理産業廃棄物の種類

廃硝酸	179.7t	前処理濃厚廃液	178t	クロム沈殿汚泥	0.055t
クロム廃液	100t	無電解ニッケル廃液	152.6t		
ベースコート廃油	1.3t	硫酸銅廃液	7.6t		

・全処理委託量

廃硝酸	179.7t	前処理濃厚廃液	178t	クロム沈殿汚泥	0.055t
クロム廃液	100t	無電解ニッケル廃液	152.6t		
ベースコート廃油	1.3t	硫酸銅廃液	7.6t		

・優良認定処理業者への処理量

廃硝酸	179.7t	前処理濃厚廃液	178t	クロム沈殿汚泥	0.055t
		クロム廃液	100t	無電解ニッケル廃液	152.6t
		ベースコート廃油	1.3t	硫酸銅廃液	7.6t